

地域文教委員会 送付 4 - 23

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の
提出を求める陳情書

受付年月日 令和 4 年 1 0 月 6 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2022年10月6日

千代田区議会議長 桜井ただし様

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情者

住所

電話

日頃の貴区議会のご尽力に敬意を表します。

2022年7月、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」で、日本は146カ国中の116位、G7参加国中最下位となりました。これは明らかに日本の男女平等への遅れを示すものです。

日本は1986年に女性差別撤廃条約を批准しましたが、選択議定書は批准していません。選択議定書は、条約の実効性を強化するために1999年に国連で採択され、現在、条約締約国189ヶ国中115カ国が批准しています。

条約を批准していながら選択議定書を批准しないのは、「法律はつくるけれども、まもらない」ということを宣言していることと同じです。

女性差別撤廃条約選択議定書には、個人通報制度と調査制度があります。個人通報制度は、女性差別撤廃条約に規定されている権利が侵害された時、国内での救済措置を尽くしても権利が回復されない場合に、個人やグループが女性差別撤廃委員会に通報して救済を求めることができる制度です。

日本では、裁判所に権利回復を訴えても、認められないケースが少なくありません。選択議定書を批准して、個人通報制度や調査制度が日本に適用されることになれば、日本の司法判断が国際基準に照らして評価されることとなります。

日本の女性の権利を国際基準にするためのもっとも有効な方法は、選択議定書の批准です。国連女性差別撤廃委員会でも、日本はいつ批准するのかという事が必ず話題になり、なぜできないのか常に議論になり、政府から選出されている日本の委員も大変肩身が狭いとのことです。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める運動は、全国の地方自治体からも意見書の採択があがり、現在161自治体に広がっています。

(都内別紙参照)



貴区議会に対して同様の陳情を 2020 年に提出し、地域文教委員会で審査して頂きました。数回の審査を経て不採択となりましたが勉強会を行いながら、論議を深める提案も行われ、大いに期待をしておりました。

又、同年 9 月に開催された、区とちよだ女性団体等連絡会共催の学習会（女性差別撤廃条約選択議定書の批准について 共に考えてみませんか）にも、同委員会所属委員 3 名含め 6 人の議員にご参加頂き、率直な疑問、質問を出して頂きました。

これらを鑑みましても、千代田区議会として政府に対して、意見書を提出して下さるよう改めて陳情いたします。

東京都内の採択自治体

< 23区 > 文京区・中野区・豊島区・目黒区

< 都 下 > 八王子・小金井・三鷹・東大和・清瀬・調布・府中・日野
町田・狛江・多摩・東村山